

紹介料 返金規定

○採用決定者が入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の帰すべき事由により

3ヶ月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合

次の基準で本件報酬を返還するものとする。

入社後1ヶ月未満の場合：本件報酬の80%

入社後1ヶ月以上2ヶ月未満の場合：本件報酬の50%

入社後2ヶ月以上3ヶ月未満の場合：本件報酬の20%

入社後3ヶ月以上：返還なし

株式会社Weather